

令和 7 年度
第 1 回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2025 年 9 月 18 日（木）10 時開会
場 所：札幌市役所 12 階 1～4 号会議室

1. 開 会

○事務局（二渡子ども企画課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第1回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は、当会議事務局を担当しております、子ども未来局子ども企画課の二渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員改選が行われた後の最初の子ども・子育て会議でございますので、会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

初めに、3点ほど、皆様に連絡事項がございます。

まず1点目でございますが、当会議の公開についてでございます。本会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づきまして、公開で実施することとしております。本日は会場に傍聴席を設けております。

2点目は、委員の皆様の出席状況でございます。本日、ご欠席の連絡を、菊地委員、北川委員、國枝委員よりいただいております。したがって、現段階の参加委員数は29名中26名となっており、過半数を上回っておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3点目に、本日の資料でございます。資料につきましては、事前に皆様にお送りしたとおりでございます。資料1から資料10まで全12種類となっております。資料の不足等がありましたら、事前にお申しつけいただければと思います。

連絡事項は以上でございます。

それでは、会議の開催に当たりまして、子ども未来局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

○事務局（佐藤子ども未来局長） 皆さんおはようございます。子ども未来局長の佐藤でございます。開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、皆様には、札幌市の子ども・子育て施策の推進に多大なるご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。

また、このたび、子ども・子育て会議の委員就任のご依頼を申し上げたところ、快くお引き受けをいただきまして、重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

この子ども・子育て会議は、平成25年9月に発足し、以来、改選を重ねて、今回で7期目を迎えております。皆様方には、子ども・若者、そして子育て当事者のために、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、ご審議をいただければ幸いに感じております。

さて、昨年10月ですけれども、札幌市内の私立認可保育所におきまして、当時1歳のお子さんが給食中にお亡くなりになるという大変痛ましい事案が発生をいたしまして、児童福祉部の皆様方を中心に検証いただき、再発防止策を報告書として取りまとめたいただき、今月10日、秋元札幌市長に手交いただきました。加藤部会長、そして星ワーキング部会長はじめ関係の皆様、この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今後、報告書を踏まえまして、改善、指導をしっかりと行い、二度とこのようなことが起きないようにしていくことこそが、私どもの責務だと認識をしております。

また、この会議にもお諮りをして、今年3月に策定をいたしました、第5次となります「子ども未来プラン」、これに基づきまして、私ども、日々、「こどもまんなか社会」の実現を追求してまいります。この進捗管理も含めまして、皆様方に、実施に当たっての引き続きのお力添えをお願いしたいと考えております。

結びとなりますけれども、これから子ども・子育て会議の委員として、皆様方のお力添えをいただく、そんな場にしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

○事務局（二渡子ども企画課長） では、続きまして、今回、委員に就任された方々を事務局の方からご紹介させていただきます。

冒頭にご説明したとおり、今回は委員改選最初の会議となります。

札幌市子ども・子育て会議では、学識経験者、関係団体からの推薦及び公募により委員にご

就任をいただいております。

任期は、令和7年9月1日から令和9年8月31日までの2年間となっております。

また、本来であれば、お一人ずつ委嘱状をお渡しするところでございますが、この後の議事の進行がございましたので、本日はあらかじめ皆様のお手元に委嘱状を交付させていただいておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、お配りしている資料3、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。こちら五十音順で掲載をしておりますので、私の方からお名前をお呼びいたします。お名前を呼ばれ方は、恐れ入りますが、その場でご起立をいただければと思います。

まずは、赤坂秀彦委員でございます。

五十鈴理佳委員です。

大森悠平委員です。

小田英人委員です。

加藤智恵委員です。

加藤弘通委員です。

川田由紀委員です。

金昌震委員です。

河内哲也委員です。

佐藤敦子委員です。

関尚志委員です。

田浦祐治委員です。

永浦弘委員です。

馬場政道委員です。

林川希委員です。

樋口雅宏委員です。

藤原里佐委員です。

星信子委員です。

星林奈委員です。

細川直久委員です。

前田尚美委員です。

箭原恭子委員です。

藪淳一委員です。

山口裕一委員です。

山田佳以委員です。

吉川淳也委員です。

ありがとうございました。

続きまして、事務局の方から、部長職のご紹介をさせていただきます。

○事務局（斎藤子ども育成部長）子ども育成部長の斎藤でございます。子ども未来プランの統括のほか、児童会館や子どもの居場所づくり、そして青少年の健全育成、若者支援などの事業を行っております。また、子どもの権利推進の事業を行っておりますほか、子どもの権利救済機関の事務局長を兼務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（札幌子育て支援部長）子育て支援部長の札幌と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私の方では公立の保育園、ひとり親家庭のご支援、それから児童手当といったものを所管しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（安田母子保健担当部長）母子保健担当部長の安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度から、保健所から子ども未来局に母子保健が移ってまいりまして、子育てに関して、一貫して切れ目のない支援ということで我々母子保健の分野について頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山縣支援制度担当部長）支援制度担当部長の山縣と申します。私の方では子ども子育て支援新制度に基づき、保育園や幼稚園といった、乳幼児期の保育・教育に関する事務を所管しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮本児童相談所長）札幌市児童相談所長の宮本でございます。札幌市は政令指定都市に移行してから児童相談所が一所体制で市全域を担当してまいりましたが、後ほど詳しくご説明をさせていただきますけれども、いよいよ来週9月22日に市域東部を管轄する札幌市東部児童相談所ができます。これから二所体制になりますけれども、引き続き子どもたちの命を守ることはもとより、色々な困難を抱えている親子の支援を充実させていきたいと思っておりますので、皆様のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山形東部児童相談所長）東部児童相談所長の山形でございます。今、お話がありましたが、来週22日、白石区に、二所目となる児童相談所を開設いたします。担当地域は白石区、厚別区、豊平区、清田区の4区になります。皆様にもご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長）事務局の紹介は以上でございます。

3. 議 事

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、議事の方に入らせていただきます。

まず、最初の議事、定期改選に伴う会長・副会長の選任について。

資料1、札幌市子ども・子育て会議条例第6条第1項におきまして、「子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定しております。また、同条第3項では、会長の代理者については、会長の指名により決定するものと規定しておりますので、ここで会長及びその代理者である副会長の選任を行います。

まず、会長についてでございますが、委員の互選により定めるとなっておりますが、皆様からご推薦等ございますでしょうか。

○加藤（弘）委員 北海道大学の加藤です。藤原先生を会長に推薦したいと思っております。お願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） ありがとうございます。

ただいま、前期子ども・子育て会議において会長でありました、北星学園短期大学部教授、藤原委員の推薦がございました。皆様、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○事務局（二渡子ども企画課長） ありがとうございます。

それでは、藤原委員に会長をお願いしたいと存じます。

大変恐縮ですが、藤原委員には、会長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶いただきますとともに、会議の議事進行をお願いできればと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長 ただいまご推薦いただきました、北星学園短期大学部の藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

日頃、ニュースを見ていても、子どもに関することって、つらいことや悲しいことのニュースばかりで、虐待があったとか、不登校が増えたとか、夏休み明けに学校に行きづらいとか、追い詰められている子どもがいるとか、子どもってそういうニュースしかメディアは報道されていないように思いますけれども、ここにお集まりの皆さんは、そういう子どもの今つらい状況にあるという一面だけではなくて、本当は生き生きと活動していたり、この札幌の中ですごたくましく育っているということをご存じの方もここに沢山お集まりだと思いますので、もちろん困難の一つでも二つでも解消するということも大事だと思いますし、今元気はつらつなその子どもの育ちをどうか、皆さんの力を合わせて、よりよく見守っていくということに少しでもこの会が貢献できればというふうに思っています。微力ではありますが、この役を全うしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次は、副会長の選任に移りたいと思っております。

副会長は、子ども・子育て会議条例によって、会長が指名することになっています。

副会長には、前期に引き続き、札幌大谷大学短期大学部教授の星信子委員を指名させていただきたいと思っております。星委員よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、副会長席にご移動いただきまして、一言ご挨拶いただければと思います。

○星副会長 今、ご指名いただきました札幌大谷大学短期大学部の星でございます。微力では

ございますけれども、藤原会長の補佐として努めてまいりたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原会長 どうもありがとうございました。

続きまして、議事、部会の委員及び部会長の指名についてですが、先に子ども・子育て会議各部会の内容について事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の概要についてご説明をさせていただきます。資料2「札幌市子ども・子育て会議について」、こちらの裏面をご覧ください。

当会議には、本日のように委員の皆様が一堂に会していただく本会議のほか、五つの部会を設置してございます。

初めに、「認可・確認部会」でございしますが、こちらは、認定こども園や保育所、地域型保育事業の認可や整備計画の承認に当たってのご審議等をいただくものでございます。

次に、「放課後児童健全育成事業部会」は、放課後児童クラブなど、放課後児童健全育成事業の在り方についてご審議をいただくものでございます。

次に、「児童福祉部会」でございしますが、児童福祉に関する事項として、「児童相談体制強化プラン」策定や進行管理、里親の認定についてご審議をいただいておりますほか、児童虐待等による重篤な事案が生じた場合の検証についてもご審議をいただくこととしてございます。

次に、「処遇部会」ですが、児童の措置や被措置児童等の虐待に関することについてご審議をいただくものでございます。

最後、「いじめ問題再調査部会」でございます。こちらは、いじめに伴う重大事態が発生した場合に、市長は必要に応じて附属機関等による再調査を行うことができることとなっており、市長が再調査の必要性の有無を判断するため、当部会において、その必要性を検討いたします。部会の意見を踏まえ、市長が再調査の必要があると判断した場合は、当部会で再調査を行ってまいります。

以上が、部会の概要でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまの説明、部会の概要について、何かご不明な点がありますでしょうか。

ないようでしたら、各部会の委員及び部会長については、条例の規定に基づき、会長からの指名となります。

指名案をお示ししたいと思いますので、事務局は、指名案の配付をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） ただいまお配りいたしました部会指名案をご覧ください。会長よりご指名いただきました各部会の委員及び部会長について、順にご説明をいたします。

まず、「認可・確認部会」です。加藤智恵委員、菊地委員、星信子委員、星林奈委員、藪委員、以上5名でございます。なお、部会長は「◎」で示してございますが、前期に引き続き、星委員をご指名いただいております。

次に、「放課後児童健全育成事業部会」でございます。小田委員、金委員、佐藤委員、田浦委員、林川委員、吉川委員、以上6名でございます。部会長は、前期に引き続き、金委員をご指名いただいております。

続いて、「児童福祉部会」です。赤坂委員、加藤弘通委員、川田委員、北川委員、河内委員、関委員、細川委員、前田委員、箭原委員、山田委員、以上10名でございます。なお、部会長は、前期に引き続き、加藤弘通委員をご指名いただいております。

次に、「処遇部会」です。赤坂委員、加藤弘通委員、北川委員、河内委員、前田委員、山田委員、以上6名でございます。なお、部会長は、山田委員をご指名いただいております。

最後に、「いじめ問題再調査部会」です。金委員、永浦委員、馬場委員、以上3名でございます。なお、部会長は、前期に引き続き、永浦委員をご指名いただいております。

会長からご指名いただきました各部会の委員及び部会長のご紹介は以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまの指名案は、審議の専門性、継続性などを踏まえ選出させていただきました。案のとおり指名したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、案のとおり、指名をさせていただきます。

引き続き、次の（３）に参りたいと思います。第４次さっぽろ子ども未来プラン令和６年度実施状況報告についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、第４次さっぽろ子ども未来プランの令和６年度の実施状況につきまして、お配りしております資料、資料４－１「令和６年度実施状況報告書〈総括〉」に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、１ページをご覧ください。

第４次さっぽろ子ども未来プランは、「子どもの権利に関する推進計画」や「市町村子ども・子育て支援事業計画」などを包括した計画として策定したものでございまして、計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間となっております。

なお、令和７年度以降の計画となる「第５次さっぽろ子ども未来プラン」を昨年度の当会議でご審議をいただきましたが、その際にも、この４次プランについて一旦の総括をさせていただいたところでございます。そのため、昨年度、本会議にご出席いただいた委員の皆様におかれましては、そのときの議論とかぶる部分もございますが、今回は前プランの計画期間終了後ということでございまして、改めて、その実施状況についてご報告をさせていただくものでございますので、あらかじめご了承いただければと思います。

次に３ページ、３、点検・評価の方法をご覧ください。

本プランに基づく取組内容や成果指標の達成状況につきましては、毎年度、札幌市子ども・子育て会議や札幌市子どもの権利委員会に報告し、点検・評価を受けることとしてございます。

これを踏まえまして、資料の５ページをご覧ください。こちらは、計画全体の評価でございます。

前プランでは、計画全体の成果指標を二つ設定してございました。最初に、一つ目の指標「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」ですが、令和６年度は６４．８％でございまして、これは、平成３０年度の当初値と比べると２．６ポイント低くなってございます。

こちらの目標値の評価でございますが、その下の枠囲みの一つ目をご覧ください。

自己肯定感につきましては、年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものと考えてございます。

６ページに掲載をしてございますが、自己肯定感に関するほかの質問におきましては、「自分にはさまざまな可能性があると思う」、また「自分という存在を大切に思える」と回答した子どもが７割以上に上るなど、肯定的な回答を得ているところでございまして、これまでの本市の取組に一定の成果はあったものと捉えてございます。

本市としましては、この結果を踏まえまして、「第５次さっぽろ子ども未来プラン」での下、子どもの自己肯定感を高めるべく、子どもの主体的な参加や体験の機会、意見反映の取組の促進を図り、より一層子どもの権利が大切にされる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、５ページにお戻りいただきまして、二つ目の成果指標「子どもを生み育てやすい環境だと思ふ人の割合」でございまして。こちら、令和６年度の数値は３８．０％でございまして、こちらは平成３０年度の当初値と比べると１２．９ポイント低くなってございます。

こちらの評価につきましては、下、枠囲みの三つ目以降、及び次のページ、６ページ下段の子育てに関するアンケート調査を併せてご覧ください。

アンケート調査では、ある程度充実していると考える子育て支援策や子育て環境について、青のグラフで示してございます。「子どもが医療機関にかかる費用の負担軽減」や「認可保育所等にかかる費用の負担軽減」と答え方の割合が高くなってございます。こちらは、本市で進めている子ども医療費助成や保育料無償化等の支援について、子育て世帯からの一定の評価は得られたものと考えてございます。

一方で、同じアンケート、今後充実してほしいと考える子育て支援策や子育て環境につきましては、オレンジのグラフのとおり、「手当や給付金などの金銭面での支援」と答えた方の割

合が高くなっており、この結果を踏まえまして、国制度や市独自の制度を通して、経済的に支援を着実に実行していく必要があると考えてございます。

また、そのほかの項目におきましても、「充実している」という回答と「充実してほしい」という回答に差がある項目がございますので、こちらにつきましては、今年度からの計画である「第5次さっぽろ子ども未来プラン」に取り組む中で、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

次に、7ページをご覧ください。こちらは、各基本目標の取組と評価でございます。

前プランでは、基本目標を四つ設定してございました。こちらでは、この基本目標ごとの主な施策や取組状況、成果指標の達成状況についてまとめてございます。

まず、基本目標1「子どもの権利を大切にする環境の充実」についてです。こちらは、子どもの権利条約に基づく「子どもの権利に関する推進計画」として位置づけているものでございます。令和6年度は、「第5次さっぽろ子ども未来プラン」策定に向け、子どもたちの声をプランに反映させることを目的に、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」や「さっぽろティーンズ委員会」で、「子どもにやさしいまち」についてご意見などをいただきました。

続いて、8ページ、基本目標2「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」です。高まる保育ニーズへの対応、妊娠期からの切れ目のない支援の充実、経済的支援の充実等に関する施策でございまして、令和6年度では、妊娠・出産寄り添い給付金支給及び伴走型相談支援の一体的実施、あるいは、子どもの医療費助成の拡充などを行ってまいりました。

続いて、9ページ、基本目標3「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」です。充実した学校教育等の推進、地域における子どもの成長を支える環境づくり、次代を担う若者への支援体制の充実等に関する施策でございまして、令和6年度では、コミュニティ・スクール推進事業や、困難を抱える若者への自立支援などを実施いたしました。

続いて、10ページ、基本目標4「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」です。こちらでは、児童相談体制の強化、障がいのある子、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実、子どもの貧困対策の推進、ひとり親家庭への支援の充実等に係る施策でございまして、令和6年度では、（仮称）第二児童相談所整備事業や子どものくらし支援コーディネート事業などを実施いたしました。

なお、こちら一番上に掲載してございます第二児童相談所整備事業ですが、札幌市で2か所目となる東部児童相談所が、今月22日より開設する予定でございます。こちらにつきましては、後ほど改めて、報告事項として所管課よりご説明をさせていただきます。

次に、11ページ、各基本目標における成果指標の達成状況でございます。

まず、基本目標1の一つ目、「子どもの権利についての認知度」につきましては、当初値と比べ、子どもも大人も上昇しているところでございます。

また、その下、「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」については、当初値と比べると、子どもは横ばい、大人は上昇しているところでございます。

続いて、基本目標2の指標三つ目、「希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合」につきましては、目標値を達成してございますが、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合」については、目標値には達してございませんでした。

また、基本目標3の指標二つ目、「近所や地域とのつながりがある子どもの割合」につきましては、当初値よりも増加しております。その一方で、三つ目、「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」については、低下をしております。

最後に、基本目標4の指標でございますが、一つ目、「障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合」については、令和6年度に成果指標の達成状況を把握する調査を行っていないため、参考値として令和4年度の数値31.2%を記載してございます。

二つ目、「子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親の割合」につきましては、当初値と比べて低下をしております。

次に、これらの各基本目標における成果指標の達成状況について、12ページにその評価を記載してございます。

まず、基本目標1におきまして、子どもの権利の認知度は、大人、子どもともに上昇してございまして、これまでの取組に一定の成果があったものと考えてございますけれども、子どもの権利に関する指標の目標値は達成をしておりませんでした。そのため、令和7年度以降では、主体となる子ども自身が、子どもの権利を大切にされていると思えるような取組を進めると同時に、多様な悩みを気軽に相談できる環境づくり、子どもの主体的な参加の機会、意見反映の取組を促進してまいりたいと考えてございます。

また、基本目標2では、前計画を策定した5年前と比べると、母親が就労している割合というのが大きく増加してございまして、社会全体として働き方改革、男性の育児休業取得などへの意識が高まっていると考えてございます。その一方で、「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合が50.0%にとどまっているという状況も踏まえまして、共育に向けて職場環境の改善に向けた取組のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進等に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、基本目標3では、前計画期間中、コロナ禍での活動自粛等により、子どもや若者が様々なことに挑戦する機会そのものが減少してしまったことで、子ども・若者の意識醸成に影響したものと考えております。そのため、今後、子ども・若者にとっての多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進めまして、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に引き続き取り組みたいと考えてございます。

最後に、基本目標4、現状、児童発達支援や放課後等児童デイサービス事業の取組実施や公立保育園、児童クラブにおける医療的ケア児の受入れ拡充を進めているところでございますが、障がいのある子どもやその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き取組を進めてまいります。

なお、13ページから14ページにかけましては、本プランの主要な活動指標の達成状況について、基本目標ごとに記載をしておりますので、ご確認いただければと思います。

資料4-1の説明は以上でございます。

続きまして、第4次さっぽろ子ども未来プランの第5章で定めております「札幌市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況についてご説明をさせていただきます。資料は、資料4-3でございます。こちらの1ページをご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づきまして、市町村は、5か年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、施策を計画的に提供することとされてございます。

こちらでは、本計画の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況についてご報告をいたします。

なお、こちらでいう「量の見込み」とは、特定のサービスがどれだけ必要とされているかに関する見込みのことでございます。また、「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者により提供される見込みの量のことをいいますので、あらかじめご了承ください。

それでは、2ページ、4、「教育・保育」の需給状況をご覧ください。4の（1）では、保育分野における需給状況についてお示しをしております。

②、保育の供給量では、実績値が計画値を下回ってございますが、ニーズを上回る供給量を確保できておりますので、今後の保育ニーズを踏まえ、既存施設の活用等により、引き続き必要な供給量の確保に努めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページ、（2）教育分野の需給状況についてです。

②供給量におきましては、1号の実績値は計画値を下回っているものの、1号、2号ともおおむね計画値を達成している状況でございます。

こちらにおける（3）評価につきましては、教育・保育に関する需給計画は、一部施設における利用定員の引き下げの影響はございましたが、既存幼稚園の認定こども園への移行などによる供給量確保に努めたことによりまして、保育・教育ともにニーズを上回る供給量を確保できているところでございます。

次に、4ページ、5、「地域子ども・子育て支援事業」の需給状況等をご覧ください。

子ども・子育て支援法に基づく各事業について、先ほどの「教育・保育」同様、ニーズ量と供給量を定めることとされてございます。

4 ページにニーズ量、5 ページに供給量を記載してございまして、5 ページ、G 欄には、供給量の実績からニーズ量の実績を差し引いた数値を記載してございます。この数値がプラスになっておりますと、実際にサービスを提供している実績が、利用したいサービスの量を上回っているということになりまして、利用したいサービスを実際に利用できているということになります。よって、令和6年度におきましては、全ての事業におきまして、ニーズ量を上回る供給量が確保できている状況でございます。

なお、6 ページでは、供給実績とニーズ実績の計画値との差について記載をしておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続きまして、7 ページ、需給計画を定めていない2事業についてでございます。

①実費徴収に係る補足給付を行う事業についてでございますが、こちらの事業では、低所得者世帯等の副食材料費と生活保護世帯等への文房具等購入、遠足等の行事参加費等に関しまして、保護者が支払うべき実費徴収額に係る費用の一部を補助してございます。

②多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業について、令和6年度では、新たに認可施設に参入した4施設に対して、相談、助言などの支援を行ってございます。

最後に8 ページ、(3)、地域子ども・子育て支援事業計画の評価についてでございますが、それぞれの事業でニーズ量の実績を上回る供給量を確保することができましたが、新型コロナウイルス感染症等の影響からまだ回復途上にございまして、計画値を下回る事業もある状況でございます。

引き続き、必要な供給量を確保しながら各事業を実施するとともに積極的な情報発信をするなど、子育て世帯の負担や不安が軽減できる取組に努めてまいりたいと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様の方から、ただいまのご説明についてご質問、ご意見を伺いたいと思います。主には、今、資料4-1と4-3について説明いただいておりますが、どこからでも結構ですので、挙手等でご発言をいただきたいと思います。

馬場委員お願いします。

○馬場委員 馬場でございます。

今、ご報告のあったものは、資料4-1と4-3でございますけれども、4-2の個別事業、これについても一応ご報告あったということで、審議に付されているということでよろしいでしょうか。

それでは、この資料4-2の6 ページに、細かいのですが、番号37、事業1-3、いじめ対策・自殺予防事業のところがございます。この中で、事業の概要のところ、教員研修の充実というようなことが書かれてあります。ずっと右に行きますと、令和6年度実施状況というのがございまして、この一番下の方に「教職員の経験年数に応じた研修を実施するなど取組の強化を図った」というふうに書かれてあります。令和7年度の実施予定に関して、真ん中辺りに「令和7年度は、管理職や生徒指導担当の教職員を対象とした生徒指導研究協議会を2回開催することとし」というようなことが書かれてあります。このことに関してご質問させていただきますというふうに思います。

まず、皆さんご存じだと思うのですが、令和5年の2月に、札幌の中学生在が自死した案件で、札幌市の重大事態調査報告書が公表されています。その公表された中の再発防止策について、かなり細かく提言をされています。報告書の最後の方に書かれてありますけれども、こういうところが書かれてありますので、若干読ませていただきます。

市の教育委員会は、施策に関して必ず事後検証を行い、有効でない施策は見直し、かつ現場において適切に実施されていない施策については、指導監督を行う責任があることを明記しておきたいと。これまでの実情に合わせた対応は認めないという断固とした行政の姿勢がなければ、このような法の趣旨が没却された状況を継続することになろうと。市教育委員会においては、早急かつ実効的な対応を求めたいというような再発防止策の提言がございまして。

再発防止策の提言に関しては、文科省の重大事態調査のガイドラインにこんなふう書かれてあります。

調査報告書において指摘された再発防止策は、具現化されないと意味がない。これまでの対応の見直し、再発防止等の確実な実施に取り組まなければならないというふうにガイドラインに明記されております。

ところで、私、いろいろなところでご協力をいただいて調査をした中で、横浜市のいじめ問題専門委員会が、中学生が自死した事案について、令和6年3月に重大事態調査報告書を公表しております。その中で、再発防止策を提言されておりまして、それに基づいて、横浜市教育委員会は、既にこのような取組をしているということを公表しております。

たくさんあるのですけれども、幾つか紹介しますと、いじめ防止対策委員会を既存の組織と兼ねずに別に置く、いじめ認知報告書の改訂をする、いじめ防止対策委員会の会議録の改訂をするとか、かなり細かいことを提言されたものが実現されています。

このような札幌市の先ほど申し上げた重大事態調査報告書の提言、ガイドラインでの提言を実行しなさいという文言、それから、ほかの横浜市のそういう取組を踏まえて、私の勝手な推測ですけれども、令和6年度先ほど実施状況というのが、教職員の経験年数に応じた研修を実施するなど取組の強化を図ったというふうに書かれていますけれども、これは札幌市の重大事態調査報告書を踏まえての何らかの取組の中身なのかということが一つと、それから、令和7年度の実施予定というのがございましたけれども、これが令和6年度と変わっているのは、これはなぜなのか。ここでは生徒指導研究協議会というのを2回開催することというふうになっておりますけれども、こういう協議会というのはどういう性格のものなのか、その辺についてもお聞かせいただきたい。

何を申し上げたいかというと、先ほどの札幌市の再発防止策の中で、施策に関して必ず事後検証を行いなさいというふうに書いてあります。そうすると事後検証ですね、実際に札幌市の教育委員会ではやっておられるのか、やっておられないのか。やっておられるとすれば、どういう形でやっておられるのか。これは私の意見ですけれども、事後検証は、札幌市教育委員会が自分の施策を自分で検証するのはなかなか難しいと思います。せっかく第三者委員会が、常設のものが札幌市の教育委員会にできておりますから、そこで施策について事後検証してもらうというようなことを考えておられるのか。実際にやっておられるのであれば、実際にこんなふうにやっておられるとか、そのようなことを質問としてさせていただきたいというふうに思います。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご質問は、資料4-2の6ページに当たるところで、後半はご意見ということで承ってよろしいかと思いますが、令和6年の実施状況について、一番最後のところですね、「教職員の経験年数に応じた研修を実施するなど」のところにおいてご回答いただければと思います。

○事務局（末原児童生徒担当課長） ご質問ありがとうございます。児童生徒担当課長の末原と申します。3点ほどご質問ありましたのでお答えしたいと思います。

まず、前提といたしまして、今取り上げていただきましたけれども、悲しい事案が札幌市で起きておりまして、そのことを大変重く受け止め、令和6年4月、昨年度の4月ですけれども、「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」というのを改定させていただいたところです。こちらの方には、札幌市の取り組むべきこと、それから学校の取り組むべきことを明記して、それぞれ令和6年度から、子どもの命を守るために一層緊張感を持って取り組んできたところでございます。

その中で、質問の1点目ですけれども、研修に関してでございます。経年研修の中で、こちらは、そちらの再発防止のための提言を受けまして、きちんと経験年数に合わせた研修が必要だろうということで、それぞれの経験年数に合わせた段階の研修を系統的に取り組む、ここがその提言とマッチしているところなのですけれども、系統的に取り組むというので、それぞれ単発で行うのではなく、それぞれの研修を全て見通した、そういった仕組みに取り組んできたところでございます。

2点目の生徒指導連絡協議会についてでございますけれども、昨今、大変、自殺のほのめかし、それからいじめ問題、そして不登校など、様々な生徒指導に係る問題が多岐にわたってご

ございます。これまでは夏の期間に、先生方各学校の代表1名、生徒指導に関する代表の方に来ていただき、生徒指導連絡協議会というのを行っていたのですが、昨年度の方針の改定及び提言を受けまして、生徒指導連絡協議会を春にも行い、春の段階で、その年度に何をすべきか、生徒指導、今年度の重点を学校と一緒に考える機会を4月の早い段階で持ったところでございます。学校の4月は大変忙しいのですが、やはりその年度に生徒指導で取り組むべき問題について重点を学校と協議することで、その年度の生徒指導に生かしていただきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

3点目の取組のチェックでございますが、先ほど申しました基本的な方針には、札幌市が取り組むべきこと、それから学校が取り組むべきことと2点、大きく書かれております。学校の取組については、今ご指摘のように、札幌市の教育委員会の方で、一つ一つ提出いただいた資料、それから取組について、生徒の確認をしているところでございますが、札幌市教育委員会で行っていることの取組については、今ご指摘のあったご意見を参考にしながら、よりよく検証するとともに、どのように取り組んだかということについての市民へのPRが足りなかったということも、今ご指摘をいただいて理解したところでございますので、引き続き、市民の皆様が安心してもらえるように、かつ、市民の皆様といじめの防止について一緒に取り組んでいけるようにこれから進んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

もし差し支えなければ、今日は6年度の実施状況なので、7年度に踏み込む必要はそんなにないのかもしれませんが、ただいまの馬場委員のご質問は、6年度と7年度の取組内容を少し変更したという点について言及があったかと思うのですが、それについてはコメントありますか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 先ほど申し上げたのみの、質問の2点目はその回答になってございます。よろしくお願いいたします。

○藤原会長 分かりました。

馬場委員よろしいですか。

○馬場委員 ありがとうございます。

それで最後に、一言申し上げましたけれども、事後検証をどうするかですね。これは、教育委員会さんの方では、常設されている重大事態等の第三者委員会の方で検証してもらうとか、そのようなことはお考えではないのでしょうか。

○藤原会長 ご回答お願いします。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 馬場委員におかれましては、日頃から本市のいじめに対していろいろなご意見、ご示唆をいただき、本当にありがとうございます。その中で、今いただきました意見を踏まえまして、本市にとってどのような取組がふさわしいか、検証の在り方、市民にきちんと伝わるような在り方を今後も一層検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの質問、ご意見をお願いします。

永浦委員どうぞ。

○永浦委員 失礼いたします。永浦です。

資料4-1にあります、子どもの自己肯定感ですとか、子どもの成長、育成に関する達成状況と評価についてご質問したいと思います。

5ページでは、計画全体の成果指標として、「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」が、ここが、コロナ禍により様々な活動が制限されたことが達しなかった要因の一つと書かれています。

また、12ページのところの基本目標3の中で、コロナ禍での活動自粛等により、挑戦する機会そのものが減少してしまったことが、チャレンジするとか、社会の一員だということが減少していると評価をされています。

一方で、新型コロナウイルス、5類になって2年ぐらいで、今、ポストコロナとかアフターコロナというふうにニューノーマルで、感染者あることを前提で活動をやっていきましょね

という世の中になっていると思います。

そこでご質問したいのが、この評価というのが、いまだに札幌市の中でこういう挑戦したりとか、そういう機会が少ないよという意味でこういう評価をされているのか、あるいは、それは増えてきているのだけれども、コロナの中で育ってきた子ども・若者の影響というのはいまだに続いているよという評価なのか、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○藤原会長 ありがとうございます。

コロナの外的な要因と子どもに与えた内的な心理的影響のどちらの文脈でこの表現をされているかということかと思いますが、ご回答いただけますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の石堂です。よろしくお願いします。

今のご質問なのですけれども、まず、「自分のことが好きだと思う子どもの割合」は、当初値と比べましては、ほぼ横ばいというようなことにはなりますけれども、要因としましては、本当に複合的といいますか、コロナもありますし、社会情勢といったもろもろを踏まえてこういった形になったものと捉えております。

それで、なかなか因果関係といいますか、どうしたらというところにつきましては、これは6年度のアンケートの結果なのですけれども、より状況を把握するために、令和7年度、今年度の調査につきましては、例えば、どうしてそう思うのかですとか、子どもにとってはどのような取組やサポートがあればいいと思うのかということを含めアンケートの中で聞いて、その結果を踏まえて、今後、より効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○藤原会長 よろしいでしょうか。

○永浦委員 ありがとうございます。非常に説明していただいたとおり、因果関係1個ではないというのは私も全くそのとおりで、すごく難しいだろうなというふうに感じています。ただ、機会がないから増やしていった、そこに参加できてよくなるのか、それとも、やっぱり体験ができていなくて、自分たちはできなかった存在なんだみたいな認識とか、そういったものが持続しているかによって、この後のここを上げていく取組の内容もよりターゲットを絞ることができるかなと思って、そういった質問をさせていただきました。7年度のアンケートに理由もあるというところなので、よりよい取組につながるのかなと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○藤原会長 再度、ご意見もありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

お願いします。星委員ですね。

○星（林）委員 もし認識違いだったら指摘していただきたいのですけれども、資料4-3の需要と供給の部分で、ページは4ページ、5ページ、6ページにわたるところなのですけれども、まず一つ目が、ナンバー7の「一時預かり事業（幼稚園実施分を除く）」というところの資料の読み取りとして、供給が需要を上回っていたという報告だったと受け取っています。この中に、一時預かり事業に、「ちあふる・にし」とかの一時預かりが含まれているという認識の上で質問したいのですけれども、もし違ったら教えてください。

去年、実際、私、今2歳の子どもを育てている中で、「ちあふる・にし」をすごく使わせていただいていたのですけれども、予約を取れるのって10回に1回ぐらいで、それ以外のときは、ほぼキャンセル待ちですとか、そこはキャンセル待ちの枠もいっぱいですみたいな感じで、全然需要を供給してもらったなという感覚は個人的にはないのですけれども、この需要を上回っていたというのは、どのデータから来ているのかを教えてください。

○藤原会長 ありがとうございます。ご回答お願いできますか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長の加藤でございます。公立保育所を担当しております。ちあふるに関しても一時預かり事業を所管しております。

需要に対して供給が満たされているというような判断というところでございますけれども、実績としてカウントしているのは、実際に使われた方々の人数ですとか回数、それを積み上げたものということになってございます。

供給体制としては、ニーズ量調査の中で、どれだけの需要希望があるだとか、そういったも

のを想定しながら、この一時預かり事業としては、ちあふる以外の民間園も含めたりですとか、子育てサポートセンターというまたちょっと保育所とは違う任意の提供会員とか、そういう会員同士のつながりで預かっていただくというそのサービスをも含めた供給体制ということになっております。

実際、個別のちあふる個々ですとか、民間保育所ですとか、そういったところを希望したときに使えないということは実際あるかと思います。予約されるときも、もう予約がいっぱいで使えないというときに、ほかのサポートセンターだとか、そういった利用をいただくということもあるかと思うので、今、この日ですとかこの施設と特定したところで目線を置かれた場合には、実際違和感といいましょうか、そういったものは生じてしまうのかもしれませんが、体制としては、こういう需給バランスは満たしているというような全体の判断ということでの記載になっております。よろしくお願いします。

以上でございます。

○星（林）委員 ありがとうございます。ということは、実際使いたいと思って潜在的ニーズはあるけれども、いろいろな理由によって使えなかったという人の数は入っていないという認識で合っていますか。

○事務局（加藤子育て支援課長） そうですね。実際使いたくて使えなかったという方の数自体は、この数字上には反映されていないということになるかと思います。

○星（林）委員 ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほか。どうぞ、金委員。

○金委員 委員の金です。

4-1の6ページの資料の中にあるものなのですが、「手当や給付金などの金銭面での支援」というところで、より充実してほしいと考えているものというのが62.9%で、かなり高いなと思ったのです。子育て家庭の支援については、基本的には二つの支援のやり方というものが考えられるのですが、一つは収入を上げるか、または支出を下げるかというそういうことで、収入を上げるということには、先ほどのように給付金とか手当を支給するという意味での現金給付というものがあるわけなのです。一方では、支出を下げるという意味合いで現物給付というものがあって、ごみ袋とかおむつとか、それを支援するというやり方があるかなと思ったのですが、この調査では、ある意味、収入を上げるという現金給付のみで調べたものだということで、実際、札幌市では現物給付については調べているのかということが1点、気になったところであります。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。ご回答いただけますでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長の加藤でございます。

ご質問の趣旨にご回答になるかはあれなのですが、まず、給付事業としましては、今、児童手当ですとか、子どもがいらっしゃる方に対して広く支給されている給付がございます。そのほか、児童扶養手当といったひとり親家庭を中心にした手当。また、給付金としましては、妊産婦さんへの給付金事業など拡充してまいっているところでございますが、今、ご提示されていたようなおむつのような支給だとか現物の部分でいうと、今そういった取組、個別の絵本事業、絵本を配付するだとか、そういった事業というのはあるのですが、直接的に生活支援としての現物給付というのは今行っていないところだと思います。他都市の取組だとか、そういった実施しているところの話も聞いておりますけれども、現時点で札幌市として、そういう現物の何か給付するというのは行っておりません。

これまで、こういった今の児童手当だとか法制度で整っている事業のほかに、ご承知のとおり、コロナ禍ですとか物価高の対策のために、その都度、特別給付金というものも、国の財源を踏まえてということになりますけれども、そういったものを支給しております。

そうした今後サービスの中で、現金給付をするのか、財源によってはほかの形で何か給付ができるかということは、今後また検討の余地はあるかもしれませんが、現状において、そのような生活支援としての現物給付というのは行っていないというのが状況でございます。

以上でございます。

○事務局（二渡子ども企画課長） 若干補足をさせていただきますと、今回のこのアンケート調査の中では、実際、現物給付についてどう思われているかということについては、今回のアンケート項目には含まれてございませんでしたので、調査の中ではそういう聞き方はしていなかったというところでございます。

以上でございます。

○金委員 ありがとうございます。

○藤原会長 それでは、ほか。お願いいたします。

○山田委員 山田です。よろしくお願いします。

今日のいただいた資料の中の資料4-1の11ページで、「障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合」というのが、当初値20%から多少、令和4年の参考値ですけれども、31.2%に微増状況ではあるものの、やはり目標値に比べてとても低いというところがありまして、それについての評価のところ、12ページで、基本目標4で、障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであるということの保護者の割合が達していないというところで、障がいのある子どもの公立保育園も含めた支援、受入れの拡充を進めているというところの記載がありました。私、弁護士なのですが、弁護士としても、障がいのあるお子さんがなかなか公立保育園に入りにくいという現状が今ありまして、そういったことを調査したりはしているのですけれども、札幌市の基本目標4に関して、障がいのあるお子さんが公立保育園に入れるように受入れの拡充を進めているところですので書いてある、どのような施策を今検討されているのか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○藤原会長 具体的なことを回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 引き続きまして、子育て支援課長の加藤でございます。公立保育所を所管しております。

障がい児保育に関しましては、保育士配置基準の見直しですとか、そういったところでの体制自体は整えてきております。公立保育所ですので、責任持って障がい児のお子さんは受け入れるようにということで進めてきておりますし、受入れを拡充してきているというところは、障がい児という、現実には障がい児ではないお子さんもいらっしゃる、医療的ケア児のお子さんですとか、そういったところを今ちあふるの方で受入れを拡充してきておりまして、そういう観点でこういう記載ぶりにさせていただいているというところでございます。

実際の個別ケースにつきましては、相談させていただきながら対応させていただくということで、全体の趣旨としては、今の医療的ケア児の受入れも含めたお話とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 山田委員、よろしいでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。医療的ケア児については、大分保育の受入れの支援の拡充が進んでいるということは、制度として理解していただいて、それを前提に、医療的ケアを必要とするお子さん以外の障がいのあるお子さんについて、何か今後具体的な受入れ支援について検討している施策があるかどうかをお伺いしたかったのですけれども、どうでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 具体的に今後さらに配置基準を見直したりですとか、受入れに関して具体的に何か施策を持っているということはございません。できるだけ広く受入れができるような体制づくりというのを、公立に限らず、広く考えていかなければならないかなと思っております。

以上でございます。

○藤原会長 河内委員どうぞ。

○河内委員 今の質問にちょっと関連してなのですが、同じところで、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業の取組実施と書いてあるのですけれども、具体的に、多分民間が取り組んでいるので、札幌市さんとしてこの事業の取組実施というのは、例えば、札幌市さんとしてどんなことを取り組みながら、いわゆる障がいのある子どもにとっての地域でくらしやすいまちづくりというふうなところを高めようとしているのかを一つお聞きしたいです。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 保健福祉局の障がい福祉課の菅野と申します。

今ご質問のあった児童発達支援に関する取組ということですが、我々も定期的に事業所の監査ですとか、そういったもので状況の確認などをさせていただいておりますが、先ほどの質問ともちょっと関係しますが、児童発達支援事業所から保育所に直接訪問して、そういった受入れの心配があるとか、受入れに対する支援というのを行っていただいておりますが、そういった質の向上といいますか、そういったものを高めるためにも、昨年、マニュアルですとかガイドラインですとか、そういったものを更新して、より支援がしやすいというような状況をつくっております。

それから個別具体的な取組については直接確認ができておりませんが、そういった形で引き続き事業所とのお話を聞きながら、よりよい事業を進めていければと考えております。

以上でございます。

○河内委員 ありがとうございます。今、インクルーシブ関連の話が、いわゆる児童発達、放課後等デイが保育所、幼稚園に併設しながら、包括的にインクルーシブで子どもを見ていくというふうな施策が、こども家庭庁がある程度推進をし始めているというところで、多分そっちの方にちょうどシフトしていくのかなと思うのですけれども。今、児童発達支援センターがいろいろと各児童発達、放課後デイに似た事業で出ていると思うのですけれども、その事業の中で、保育所、幼稚園に回るというふうな機能は存在をしていないのですけれども、今後インクルーシブという視点から考えると、保育所、幼稚園ではどういうふうに障がいのある方々を見ていくのか、あるいは、その事業所でどういうふうに見ていくのかというところがだんだんマッチをしていって、重複する部分をつくって、包括的に障がいのある方々を見ていくという取組というのが必要になってくるのかなというふうに感じていて、そのこの辺りが、部局が違うというところもある、障がい子ども未来局とか、そのこの部局がちょっと違うというところもあるので、そのこの辺り、札幌市さんの中でいろいろと精査をしていくというところが今後必要になってくるのかなというふうに感じて質問させていただきました。

もう一つ、質問をさせていただいて、ここ初めて出させていただいたので、趣旨が全然違ったらごめんなさい。

さっき星委員からお話があった一時預かりについて、僕も質問をしようと思っていたのですが、星委員が、私の子どもが使うときにキャンセル待ちになるのだというふうなことで、一方で、めちゃくちゃがら空きな部分があるという、その差というところがあって、いわゆる供給量が達されていればいいという問題ではなくて、各一時預かりをやっているところの質というところで集まり方が違うというふうに、今回の結果というのはいましかしたら読み取れるのかなというふうに思っていて、実は児童発達の方でもそういうことが生じているというところがあるので、その辺りの分析というのは、こういう需要と供給の部分の分析には入ってこないものなのですか。あるいはそれは、多分使えない、キャンセル待ちがあるという事実をさっきお話があったので、使えるところと使えないところがあるというのは人気の差みたいなところで、事業所の質というところに札幌市さんはこういうふうな情報を得て介入をしていく何か取組というのを考えていらっしゃるのかというのは、せっかくの情報なのでお聞きしたいなと思いました。

○藤原会長 お願いできますでしょうか。

○事務局（加藤子育て支援課長） 子育て支援課長の加藤でございます。

公立保育所に限らず、一時預かり事業、民間の保育施設などでも行っていただいております。

実際のその施設ごとの空き状況ですとか、そういったものを積み上げて、この実績、個別の施設の積み上げで統計的に出てきているということでございまして、その個別のところ、どれだけ空いているのかとかいうことを踏まえて、ここは空いているからもうちょっと入れるんじゃないかですとか、そういうような現地での見方というのを、今回需給計画のこの報告の中ではしておりません。

実際に今、お話しいただいたような、できればそういう、実際ちょっと私とはまた直接的な所管ではないところであるのですけれども、そういう預かりをしたいという方に対して、どこが空いているのかだとか、そういったところをあらかじめ分かるような情報提供の仕方というのは必要になってくるというのは課題感として持っております。

病児・病後児保育の方では、インターネットの予約サービスの導入をしてきておりますので、そちらの方では、あらかじめネット上で空き状況とかを確認できるというようなことにもなっておりますので、そういった個別の具体策なり検討していく中で、そういった、ミスマッチと言ったらおかしいのかもしれないですけども、こっちは使えないけれども、あちらが空いているなというようなことで使えるような、何かしらの方策を考えていかなければならないと課題として認識しているところでございます。

今、ここは人気があるからだとか、そういったような観点での分析というのは行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○河内委員 ありがとうございます。せっかくいいデータが得られているので、いわゆる量的なデータと、先ほど星委員が言われた質的なというか、市民の声というところが融合した上で分析を進めていくと、すごく量的なデータというのが生かされるのかなと思ったので。ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

まだいろいろなご意見もおありかと思いますが、あとお一人ぐらいで次の案件に進ませていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

様々なご意見いただきありがとうございます。

それでは、令和6年度の実施状況報告書は、この形式で決定することとし、事務局の方には、本日多角的な意見を頂戴していますので、それを報告書の中にぜひ反映していただいた後に、ホームページ等で公表するという経過をたどっていただきますようお願いいたします。

4. 報 告

○藤原会長 それでは、次からは報告となりますが、幾つかありますので、引き続きお願いいたします。

各部会の決議状況についてです。

条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、札幌市子ども・子育て会議の各部会の決議状況につきまして、前回令和7年3月28日の会議で報告した部会以降の開催状況についてご報告をさせていただきます。

まず、資料5、認可・確認部会の決議状況でございます。

令和7年度第1回の部会を令和7年6月19日に書面にて開催し、乳児等通園支援事業の認可について、ご意見をいただいた上、9施設の認可を決定いたしました。

また、第2回の部会を8月8日に書面にて開催し、乳児等通園支援事業の認可について、ご意見をいただいた上、3施設の認可を決定いたしました。

続いて、資料6、児童福祉部会の決議状況でございます。

令和6年度第5回の部会を3月31日に書面にて開催し、里親の認定について、ご意見をいただいた上、認定をいたしました。

また、令和7年度第1回の部会を8月26日に対面及びオンラインで開催し、子ども虐待防止に係る人材育成の取組等について、第3次児童相談体制強化プランについて、私立認可保育所における幼児死亡事故に係る検証報告書について、里親の認定について、これらについてご審議をいただきました。

あわせて、私立認可保育所における幼児死亡事例については、検証ワーキンググループが設置されておりましたので、ワーキンググループの決議状況を報告させていただきます。

第3回のワーキング会議を5月9日にオンライン開催し、関係者へのヒアリングについてご審議をいただき、ヒアリング内容を基に、引き続き検証を行うことといたしました。

第4回を6月5日に開催し、関係者へのヒアリングを実施いたしました。

第5回を7月1日に開催し、関係者ヒアリングについての報告、報告書の構成案などについてご審議をいただきました。

第6回を7月23日に開催し、報告書案の検討などについてご審議をいただきました。

第7回を8月20日に開催し、報告書案の作成などについて審議し、報告書案の内容をおおむね確定いたしました。

その後、第1回児童福祉部会にて決議した「私立認可保育所における死亡事例に係る検証報告書」の手交式を9月10日に開催し、札幌市長へ報告書を手交いたしました。

この手交式をもちまして、本ワーキンググループを終了することといたします。

続いて、資料7、処遇部会の決議状況でございます。

令和7年度第1回の部会を8月26日に対面及びオンラインで開催いたしまして、被措置児童等虐待に関することについて報告をいたしました。

続いて、資料8、いじめ問題再調査部会の決議状況でございます。

令和7年度第1回の部会を4月30日、第2回の部会を5月28日、第3回の部会を8月20日にそれぞれ開催いたしまして、個別事案に係る再調査の必要性の検討についてご審議をいただきました。

最後に、資料9、若者支援施設在り方検討部会の決議状況でございます。

第6回の部会を6月2日に開催し、提言書（案）について、今後の提言書の校正作業についてご審議をいただきました。

「今後の若者支援施設の在り方に関する提言書」手交式を8月19日に開催し、子ども未来局長へ提言書を手交いたしました。

なお、この若者支援施設在り方検討部会でございますが、こちらは、市内の若者支援施設5館が老朽化していること、及び若者を取り巻く社会経済情勢や環境の変化を踏まえまして、将来的な施設の在り方を検討するために、提言書取りまとめまでを期限として令和6年3月に設置した部会でございます。先ほどご報告したとおり、本部会にて提言書を取りまとめましたので、令和7年8月19日の手交式をもって部会を終了することといたします。

各部会の決議状況については、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの各部会の決議状況について、ご質問ありますでしょうか。

それでは、これは報告ということで、紹介させていただいたということでご承認ください。ありがとうございます。

続きまして、札幌市東部児童相談所の開設についてです。事務局から報告をお願いします。

○事務局（森岡家庭支援課長） 東部児童相談所家庭支援課長の森岡です。よろしくお願いいたします。

私の方から、資料10「札幌市東部児童相談所の開設について」ご説明させていただきますので、資料の方をご覧ください。

先ほど、所長からご説明があったとおり、いよいよ来週の9月22日に東部児童相談所を開設することとなりました。

開設の背景といたしましては、現在、札幌市では年間約8,500件の相談を受けており、そのうち児童虐待相談が約2,000件という状況になっております。このような相談件数の増加に加えて、既存施設の狭隘化、市域東部からのアクセス性の向上が課題となっております。こうした背景を受けて、市域東部に第二の児童相談所を設置することで、迅速かつ適切な児童虐待対応の確立を目指したいというところであります。

次に、施設の概要です。白石区の本郷通3丁目北の旧水道局の白石庁舎跡地に、鉄筋コンクリート4階建て、延べ床面積約4,000㎡の施設として整備いたしました。

エリアとしては、そちらに記載あるとおり、白石、厚別、豊平、清田の4区となります。人口規模でいうと約67万人というところで、9月の開設時には正職員約80人、会計年度職員約40人の計120人体制でスタートいたします。

次に、東部児童相談所の特徴というところで。東部児童相談所、現在の児童相談所と同様に、面談室、医務室を設置するとともに、子どもの権利擁護を最優先に考え、次の特徴的な設備を整えました。

一つ目が、写真にもあります、まず一時保護所。この一時保護所の定員は、男子棟18、女子棟18の計36名なのですが、男子棟、女子棟ともに6人ずつのユニットをそれぞれ三つ設け18人という形になります。そういったユニットに分けまして、より家庭的で安心し

て過ごせる環境を実現していくというところです。

特に、学齢児童については、原則個室化したというところですね。そういったところで、一人一人のプライバシーに配慮していきたいというふうに考えております。

二つ目が、写真にもあります専用の体育室を設置しました。児童相談所でこれだけ大きい体育室というのはなかなかないのですけれども、この体育室でバドミントン、卓球、バレーボールも楽しめる専用アリーナという形で新設しまして、子どもたちが体を動かしながら開放的に過ごすことができる環境を整えました。

三つ目が、写真にもあります、おやこ支援ルームというところなのですが、親子相互交流療法によって親子の関係性改善を図るとともに、隣接する観察室からマジックミラー越しに専門職が親子の関わりを観察して、リアルタイムでアドバイスができる環境設備を整えているというところです。

あともう一つ、資料に写真はないのですが、司法面接室というのをご用意しておりました。虐待事案などで子どもから事実確認を行う際、関係機関がそれぞれ個別に質問するのではなく、代表者が1対1で聞き取りを行い、その様子を録画することで、子どもが何度も同じ話をする負担を軽減する設備というのを整えているというところです。

これらを通じて、期待される効果というところなのですが、東部児童相談所の開設によって、この4区の区役所とアクセス性が大幅に向上するということと、あと緊急事例への対応時間の短縮が図られると。例えば、現在の児童相談所から厚別区まで大体40分以上かかるのですが、これが20分程度で着くようになるというところですね。あと、また学校、保育所、医療機関等との連携を一層緊密にして、地域に根差した相談支援体制を確立していきたいというふうに考えております。

最後に、今後の展望ですが、東部児童相談所は、第3次札幌市児童相談体制強化プランの具現化というところであり、これまでの取組の集大成として位置づけられております。今後は、東部児童相談所の取組を検証した上で、次期札幌市児童相談体制強化プラン策定に着手してまいります。委員の皆様には、今後、児童福祉部会においてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

資料は、3まででよろしかったですか。③おやこ支援ルームまで。

○事務局（森岡家庭支援課長） 結構です。

○藤原会長 施設の特徴は、①②③。

○事務局（森岡家庭支援課長） 写真はそうですね、③までということで。

○藤原会長 分かりました。

それでは、ご質問ありましたらお願いいたします。

特にはよろしいでしょうか。これからスタートするということですので、また、今後何かご意見、ご質問がありましたら、この場でも共有させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは、ちょっと後半、急ぎ足でやってしまいましたけれども、全体を通してご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、本日の議事はこれで終了いたします。事務局にマイクをお戻しいたします。

5. 閉 会

○事務局（二渡子ども企画課長） 藤原会長、ありがとうございます。

それでは、本日の子ども・子育て会議については、以上をもって終了させていただきます。

また、本日の会議の議事等につきまして、改めてご意見、ご質問等ございましたら、メールでも結構でございますので、後ほど事務局へご連絡いただければと思います。

本日は、誠にありがとうございました。